

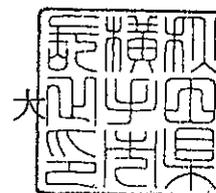
横手市告示第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年2月25日

横手市長 高橋



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 孝一

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂横手前郷店

秋田県横手市前郷字上在家65-1 外

(3) 小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 孝一

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年10月25日

(5) 店舗面積の合計

1,206 m²

(6) 駐車場の収容台数

45台

(7) 駐輪場の収容台数

8台

(8) 荷さばき施設の面積

64 m²

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

3.9 m³

(10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 翌午前0時00分

(1 1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分

(1 2) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(1 3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設2 午後9時00分から午前6時00分

2 届出年月日

令和8年2月24日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

横手市役所 商工観光部商工労働課

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

(2) 縦覧期間

令和8年2月25日から令和8年6月24日まで

4 意見書の提出先

秋田県横手市中央町8番12号

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

横手市役所商工観光部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由